

提案書評価基準

1 評価事項

表1 基本的評価事項

	評価の視点	配点	評価点				
			A社	B社	C社	D社	...
業務実施体制 (80点)	技術者管理 ①類似業務実績	30					
	技術者主たる担当 ②類似業務実績	30					
	技術者担当 ③類似業務実績	20					
業務実施方針等 (45点×6人 =270点)	④業務及び工程計画	10×6人					
	⑤新たな交通の導入・運営に関する考察	20×6人					
	⑥関係者へのヒアリング	15×6人					
その他 (10点×6人 =60点)	⑦取組意欲	5×6人					
	⑧理解度	5×6人					
企業としての取組 (12点)	⑨～⑭ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組	12					
評価の合計 (422点)		422					

2 評価方法

(1) 「業務実施体制 (様式8～10)」に関する評価 (①～③)

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行う。

イ 評価点については、配点にA=5/5、B=3/5、C=0/5を乗じて算出する。

例えば、③の場合、評価がAであれば、 $20 \times 5/5 = 20$ 点

評価がBであれば、 $20 \times 3/5 = 12$ 点

評価がCであれば、 $20 \times 0/5 = 0$ 点

ウ 但し、①、②について評価項目が評価Cに該当すると原則欠格となり、特定しない。

エ 類似業務とは、以下の業務とする。

平成24年度以降に完了した業務で、公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務のうち、応募者が本業務と類似する実績と判断するもの。元請けとしての受注実績を対象とし、再委託による業務の実績は認めない。最新の実績を優先する。

※担当技術者が複数いる場合、評価される類似業務の実績数は、類似業務実績が最も多い担当技術者のものを採用する。

(2) 「業務の実施方針等（様式 11～13）」に関する評価（④～⑥）

- ア 各評価項目について、◎、○、□、△、▲の5段階評価を行うことを標準とする。
- イ 評価点については、配点に◎=10/10、○=8/10、□=5/10、△=2/10、▲=0/10を乗じて算出する。

例えば、⑥の場合、評価が◎であれば、 $15 \times 10/10 = 15$ 点
 評価が○であれば、 $15 \times 8/10 = 12$ 点
 評価が□であれば、 $15 \times 5/10 = 7.5$ 点
 評価が△であれば、 $15 \times 2/10 = 3$ 点
 評価が▲であれば、 $15 \times 0/10 = 0$ 点

ウ 評価の考え方

- ◎：優れた提案内容となっている
- ：かなり掘り下げた内容となっている
- ：標準的な提案内容となっている
- △：もう少し掘り下げた検討が必要と思われる
- ▲：設計者の取り組み意欲が感じられない

(3) 「その他」に関する評価（⑦、⑧）

- ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行う。
- イ 評価は5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。

(4) 「企業としての取組」に関する評価（⑨～⑭）

該当する項目は2点（A評価）、該当しない項目は0点（B評価）とする。

(5) 各評価項目の評価の視点は表2のとおり。

表2 評価の視点

	評価の着目点	評価		
		A	B	C
業務実施体制	管理技術者 ①平成 24 年度以降に完了した類似業務の実績（評価Cは欠格）	本業務と類似する高度な実績がある（3件以上）	A Cに該当しない	類似する実績がない
	主たる担当技術者 ②平成 24 年度以降に完了した類似業務の実績（評価Cは欠格）	本業務と類似する高度な実績がある（2件以上）	A Cに該当しない	類似する実績がない

	担当技術者	③平成 24 年度以降に完了した類似業務の実績	本業務と類似する高度な実績がある(2件以上)	ACに該当しない	類似する実績がない
業務実施方針等	④全体計画の策定に向けて、必要な作業内容が具体的に整理され、妥当な工程計画となっているか		<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効率的に進められる工夫がある。 ・実施予定期間内に終わられる工程となっている。 ・実施予定期間より早く終わられる無理のない工程となっている。 		
	⑤新たな交通の導入・運営に関し、的確性、具体性、独創性、継続性のある考察がなされているか等		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通の導入・運営に係るデータや知見に基づいた論理的な説明である。 ・提案事業者が有するノウハウや知識・経験を活かした着眼点がみられ、既存の枠組みにとらわれない具体的な考察がなされている。 ・検討することが想定される事業手法、類型に不足がない。 		
	⑥関係者へのヒアリングについて、具体性実現性の高い回答がなされているか		<ul style="list-style-type: none"> ・調査手法について、効果的なものであり、かつ、具体性・実現性がある。 ・新たな交通の特性を踏まえた調査対象者となっている。 		
その他	⑦企業・担当者の取組意欲があるか		強い意欲が認められる	ACに該当しない	意欲が認められない
	⑧業務の内容を的確に把握・理解しているか		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
企業としての取組	⑨次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合にのみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—
	⑩女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—
	⑪次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得		取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	—

⑫青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定されている	認定されていない	—
⑬障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	達成していない（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）	—
⑭健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。	認定若しくは認証を受けていない。	—